

優良運転者を表彰します

平成23年度優良運転者表彰申請の受け付けを行います。申請される人は手続きをしてください。ただし、申請されても表彰者数に枠があり、表彰されないことがありますのでご了承ください。

① 粕屋地区交通安全協会会長表彰

・受賞資格 5年以上継続運転で無事故・無違反の人
※粕屋署管内に居住し、原則として粕屋地区交通安全協会の会員であること（これはすべての共通事項）

② 粕屋警察署長・粕屋地区交通安全協会会長連名表彰

・受賞資格 10年以上継続運転で無事故・無違反、10年以上犯罪行為がない人

③ 県警察本部長・県交通安全協会会長連名表彰

・受賞資格 ②の受賞者で10年以上継続運転、無事故・無違反、10年以上犯罪行為がない人

④ 全日本交通安全協会会長表彰（緑十字銅章）

・受賞資格 ③の受賞者で10年以上継続運転、無事故、5年以上無違反・犯罪行為がない人

⑤ 九州管区警察局長・九州交通安全協会会長連名表彰

・受賞資格 ④の受賞者で15年以上継続運転、20年以上無事故、10年以上無違反・犯罪行為がない人

必要書類

・優良運転者表彰申請書（粕屋地区交通安全協会・市町交通安全担当課に準備しています。）
・無事故・無違反証明書（4月1日以降発行のもの）
・運転免許証および交通安全協会員の証のコピー

受付期間

①②③ 5月10日（火）～6月20日（月）

④⑤ 4月15日（金）～5月9日（月）

証明書の発行場所

自動車安全センター（福岡県警察本部内）

☎ 641・6364

申請先

粕屋地区交通安全協会事務局（粕屋警察署内）

〒811・2301

粕屋町大字上大隈147の1 郵送可

問合せ先

粕屋地区交通安全協会

☎ 939・3030

粕屋警察署交通課総務係

☎ 939・0110

選挙に行こう!!

町議会議員選挙

4月24日（日）

4年に一度の町議会議員選挙が行われます。今後4年間の須恵町の地方自治を任せる人の選挙です。自分が選んだ確かな人に貴重な一票を投じましょう。

また、投票日に投票所に行くことができない人は、期日前投票を行います！

投票時間

午前7時から午後8時まで

入場券を忘れずに

投票の際は、入場券を忘れないようにご持参ください。

期日前投票

期日前投票ができるのは次の期間で、須恵町役場内の選挙管理委員会事務局で行います。
4月20日（水）～4月23日（土）8時30分～20時

問合せ先

須恵町選挙管理委員会事務局（須恵町役場3階）

☎ 932・1152（ダイヤルイン）

6月1日より障がい児放課後対策事業を始めます。

放課後や長期休暇などにおける障がい児を持つ保護者の就労支援および障がい児を、日常的にケアしている家族の一時的な休息を目的とした障がい児放課後等対策事業を実施します。

- ▶ **対象児童** 特別支援学校、養護学校の小学部・中学部もしくは小学校・中学校の特別支援学級に在学している身体障がい者手帳または療育手帳を所持した医療行為の必要のない児童。ただし、職員で協議の結果、受け入れをお断りする場合もあります。
- ▶ **申請場所** 健康福祉課
- ▶ **申請期間** 4月11日～4月28日
- ▶ **申請に必要なもの** 身体障がい者手帳または療育手帳
- ▶ **定員** 10名以内（希望者が多い場合は抽選で決定します）

- ▶ **事業を行う場所** 地域活性化センター1階
- ▶ **利用料金** 放課後 200円・長期休暇（1日）400円（減免措置として、住民税非課税世帯および生活保護世帯は全額減免となります。）
- ▶ **休業日** 土曜日・日曜日・祝日、12月29日から翌年1月4日まで
- ▶ **問合せ先** 健康福祉課
☎ 932-1151（内線127）
☎ 932-1493（ダイヤルイン）

国土利用計画・総合計画審議会より

第二次国土利用計画・第五次

須恵町総合計画が答申されました



町長へ答申書が渡されました

平成23年2月21日（月）、須恵町国土利用計画・総合計画審議会（藤石豊会長・井上仁副会長）から中嶋町長へ、第二次国土利用計画および第五次須恵町総合計画の答申書が手渡されました。

第二次国土利用計画は、『健康で文化的な生活環境の確保と町土の均衡ある発展を図ること』を目

的としています。

また、第五次総合計画は『将来のまちの姿を明らかにし、それを実現するために町民と行政が協働して取り組む新しい町づくりの指針』として策定されています。

国土利用計画答申書には、「本計画の推進にあたっては、住民の十分な理解と協力を求めるとともに、関連する須恵町都市計画基本方針（須恵町都市計画マスタープラン）と併せて、第五次須恵町総合計画に即し、均衡ある町土利用の確保に努められたい」との審議会の意見がありました。

また、総合計画答申書には「本計画の主旨を広く町民に周知させ、計画の実施にあたっては町民の理解と協力を求め、着実な推進を図るとともにその進捗状況の管理を行い、本計画が今後のまちづくりに十分活かされることを望む」などの意見が盛り込まれました。

町では答申の意見を踏まえ3月議会上程し、可決されました。

商工会だより 4月号

「第9回商工つつじまつり」開催中止のお知らせ

ご承知の通り、東北地方太平洋沖地震と津波により、東日本各地では大変な被害が発生しております。被害に遭われた皆さまには、深くお悔やみ申し上げます。この未曾有の災害に伴い、当商工会主催「第9回商工つつじまつり」を4月29日に開催する予定でした。開催することについて協議を重ねた結果、開催時期、まつりの趣旨などを鑑み、今回の「第9回商工つつじまつり」の開催を中止することにしました。

開催に向けてご協力いただきました皆様には大変申し訳ございませんが、ご理解のほど、よろしく願います。

東北地方太平洋沖地震により影響を受けた事業主のみなさんへ

東北地方太平洋沖地震の影響により、東日本の広範囲で人的被害はもとより、ライフラインなどに甚大な被害が発生してお

ります。

福岡県でも、原材料などの仕入れ活動が長期間困難となるなど、中小企業の生産や売り上げに多大な影響が生じることが懸念されます。つきましては、福岡県および日本政策金融公庫が資金繰り支援を実施しておりますので、お困りの人は須恵町商工会までご相談ください。

「福岡県制度融資」緊急経済対策資金の活用（知事指定災害）

・融資限度額 1億円
・融資期間 10年以内
・利率 1.6%

「日本政策金融公庫」災害復旧貸付の取り扱い開始および特別措置実施

・融資限度額 3000万円
・融資期間 10年以内
・利率 2.25%

・特別措置 融資後3年間、0.9%金利引き下げ（要罹災証明）（融資期間5年の場合）
利率1.35%（4年目以降は通常金利）

問合せ先

須恵町商工会
☎ 932・6700